

時事新報

第千四百七十二號
 明治十九年十二月三十日 木曜日
 舊曆十二月廿六日 (甲子)
 日出版七時十分
 月入後七時十分
 年入後九時十分
 清季年報時五十分
 西曆一千八百八十六年

社告

時事新報社是東京日本橋區三丁目十一番地ニ於テ新聞事業ヲ經營ス居候處退々業務擴張ノ爲メ家屋ノ手狭ニ感シ不便少ナカシメテ東京日本橋區南橋町二丁目十二番地ニ適當ノ家屋ヲ修繕新築シ去る廿五日ヲ以テ同所ニ移轉相替ラズ時事新報刊行仕候此段廣告仕以テ
 東京日本橋區南橋町二丁目十二番地
 明治十九年十二月三十日
 時事新報社

時事新報 八日曜日を除クノ外大祭日
 年始歳暮ニ一切休刊セズ

時事新報

商業主義

人倫處世の事と判断するの標準は時と與ふ變更するものなり昔し封建の時代に忠義と以て人の本分と爲し恩問を爲すも忠義の爲め、武藝を磨くも忠義の爲め、忠義の二字と目當てとして恰りも其出處進退を決したるにあり蓋し封建軍國の習に於ては國民の志を一首領集め首領の命令とあはば水火も避けざるの風尚を養ふと專一あるが故に居家處世の事細かなる處まで忠義を履みたるに於て時に取ては誠に肝要の事ならんか否とも文明の天地復らば封建の遺習を容れず今は殖産商業の世の中よして人々身を立て家を起し亦隨て國の用を爲すには其主義を商業上に立つると大切なる可し即ち商業上の眼を以て居家處世の利害去就を決するにあつて之を商業主義と云ふ我國にても時世の趨く所幾分か此主義の流行を促がざるが如く思はるるも百年の積習一朝にして改む可らず今日に在りて人間處世の標準を單に忠義の二字に取るに重なる老朽家の部分に限るが如く左ればとてズト高く飛び越えて單に商業主義に依頼するものも亦甚だ稀有なるが如し然りと雖も人々事々進んで金儲の勢力を以て加はり商業を以て立國の基とすに至らば時世之を奈何ともする能はず人間處世の事と判断するに彼の商業主義を標準とするとも爲らん現に北米合衆國の商業を以て國を立つるが故に人々其出處進退を判断するに彼の商業主義に依頼する由なり例へば米國の中等資產の家の子弟は父兄の資給を得て小學校乃至中學校を卒業すると卒業の後には敢て他人に依頼せず唯其活潑なる身心と中小學校にて學び得たる所とを以て或の學校教員と爲り或は新聞記者探訪者と爲り或は商店の書記とあり又或は書籍小賣人と爲り思ひに商業として二三年間辛抱する其中前途二三年間の生活費を儲けるとあり斯くて二三年間の生計を得たる處にて此少年學生の胸中に浮ぶ所以此資金を以て是より直ちに商業に取掛る方が利益ならんか或は之を學費として更に大學校を卒業し然る後に世に出づる方が得るか否かと唯此二様の考案あるのみにして之を決定するものは單に彼の商業主義なり即ち學問は學問として實に非ずして商業上に利益あるが故に貴きものと考へて學者も商人も其身分に於ては固より辨ふ所なく金儲へ傾ければ是も亦宜しと觀念するもの多し斯かる事の始末を北米國の少年學生は學校在學中も思案する所は卒業後金を儲くるや如何か一點に

官報

勅令
 朕北海道廳官制ノ改正ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
 明治十九年十二月廿八日 内閣總理大臣伯爵伊藤博文
 勅令第八十三號

北海道廳官制
 第一條 北海道廳ニ左ノ職員ヲ置ク
 長官、理事官、副官、警部、警部補
 第二條 北海道廳ニ左ノ部置ク
 部長、區長、郡書記、區書記
 第三條 北海道廳ニ左ノ監獄官ヲ置ク
 典獄、書記、看守長、監獄醫
 第四條 長官ハ一人勅任一等トシ内閣總理大臣ノ指
 揮監督ス各官ハ主務ニ就テハ各省大臣ノ指揮監督
 下ニ在リ
 第五條 長官ハ屯田兵團總長ノ事務ヲ兼務ス
 第六條 長官ハ法律勅令ノ施行ニ關シテハ屯田兵團總長
 申シ其省令ニ係ルモノハ主務ノ大臣ニ上申スルコトヲ
 得又北海道ニ須要ナリト認ムル所ノ法律勅令ノ案ヲ具
 内閣總理大臣又ハ主務ノ大臣ニ上申スルコトヲ得
 第七條 長官ハ北海道ノ事務ヲ付其職權若ハ特別ノ

委任ニ依リ法律勅令ノ範圍内ニ於テ管内一般又ハ其一部ニ應令ヲ發スルコトヲ得○第八條 廳令ハ内閣總理大臣其他主務ノ大臣ニ於テ公益ヲ害シ成規ニ違ヒ又ハ權限ヲ犯スモノアリト認ムルトキハ之ヲ取消シ又ハ中止セラルコトアルヘシ○第九條 長官ハ非常急變ノ場合ニ臨ミ兵力ヲ要シ又ハ警備ノ爲メ兵備ヲ要スルトキハ鎮守府所及屯田兵ノ司令官ニ移轉シテ出陣ヲ請フコトヲ得○第十條 長官ハ所部ノ官吏ヲ統轄シ委任官ノ進退ハ内閣總理大臣ノ具狀ヲ判任官以下ハ之ヲ專行ス○第十一條 長官ハ法律勅令ノ定ムル所ニ從ヒ所部ノ官吏ヲ懲戒ス其委任官ニ係ルモノハ之ヲ内閣總理大臣ノ具狀ヲ判任官以下ハ之ヲ專行ス○第十二條 長官ハ内閣總理大臣ヲ經由シテ上奏職司ヲ經ルルコトヲ得○第十三條 長官ハ土地ノ事情ニ依リ監獄ヲ設置又ハ分合スルコトヲ得○第十四條 長官ハ其須要ニ從ヒ俸給豫算定額内ニ於テ職員ヲ使用スルコトヲ得○第十五條 長官ハ一周年末ニ其應算定額内ニ於テ委任官以下特別ノ勤勞アリト認ムル者ニ對シテ特別ノ優遇ヲ得○第十六條 長官ハ其須要ニ從ヒ委任官ニ係ルモノハ之ヲ充テ管内一切ノ警察ヲ掌シ又ハ警察署ノ下其部内ニ於テ警察分署ノ配置分合ヲ定ムルコトヲ得○第十七條 長官ハ廳中及其所轄官廳ノ職務細則ヲ定ムルコトヲ得○第十八條 理事官ハ十八委任トシ長官ノ命ヲ承ケ各其主務ヲ管理ス長官事故アルトキハ上席理事官其職務ヲ代理ス○第十九條 警部ハ判任トシ上席警部補トシ各其官等俸給ハ勅令第四十二號警備官制ニ依リ長官又ハ警察署長ノ指揮監督ヲ承ケ各主任ニ屬スル警察事務ヲ掌シ部ノ下ニ巡查ヲ指揮監督ス○第二十條 郡長ハ每部若クハ數郡ノ一人區長ハ每區一人ニ置キ委任官以下ハ之ヲ長官ノ命ヲ承ケ法律勅令ヲ部内ニ執行ス○第二十一條 警部補ハ郡區警察署長ト爲リ警部補ヲ指揮監督ス○第二十二條 郡區書記ハ判任三等以下トシ郡區長ノ命ヲ承ケ各職務ヲ分掌ス○第二十三條 典獄ハ委任三等四等又ハ判任一等二等トシ長官又ハ部長ノ命ヲ承ケ監獄ノ事務ヲ掌シ書記看守長以下ヲ指揮ス○第二十四條 書記ハ判任二等以下トシ典獄ノ命ヲ承ケ庶務ニ從事ス○第二十五條 看守長ハ判任二等以下トシ典獄ノ命ヲ承ケ監獄ノ戒護ヲ掌シ看守ヲ指揮ス○第二十六條 監獄醫ハ判任二等以下トシ典獄ノ命ヲ承ケ監獄ノ醫務ヲ掌シ○第二十七條 巡查及看守ニ關スル規程ハ別ニ定ムル所ニ依リ○第二十八條 北海道廳ノ事務ヲ分掌スル爲メ左ノ各部ヲ置キ理事官ヲ以テ部長及部長次長ト爲ス但部長アレハ部長次長ト爲カサルコトヲ得

○勅令
 朕北海道廳官制ノ改正ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
 明治十九年十二月廿八日 内閣總理大臣伯爵伊藤博文
 勅令第八十三號

北海道廳官制
 第一條 北海道廳ニ左ノ職員ヲ置ク
 長官、理事官、副官、警部、警部補
 第二條 北海道廳ニ左ノ部置ク
 部長、區長、郡書記、區書記
 第三條 北海道廳ニ左ノ監獄官ヲ置ク
 典獄、書記、看守長、監獄醫
 第四條 長官ハ一人勅任一等トシ内閣總理大臣ノ指
 揮監督ス各官ハ主務ニ就テハ各省大臣ノ指揮監督
 下ニ在リ
 第五條 長官ハ屯田兵團總長ノ事務ヲ兼務ス
 第六條 長官ハ法律勅令ノ施行ニ關シテハ屯田兵團總長
 申シ其省令ニ係ルモノハ主務ノ大臣ニ上申スルコトヲ
 得又北海道ニ須要ナリト認ムル所ノ法律勅令ノ案ヲ具
 内閣總理大臣又ハ主務ノ大臣ニ上申スルコトヲ得
 第七條 長官ハ北海道ノ事務ヲ付其職權若ハ特別ノ

委任ニ依リ法律勅令ノ範圍内ニ於テ管内一般又ハ其一部ニ應令ヲ發スルコトヲ得○第八條 廳令ハ内閣總理大臣其他主務ノ大臣ニ於テ公益ヲ害シ成規ニ違ヒ又ハ權限ヲ犯スモノアリト認ムルトキハ之ヲ取消シ又ハ中止セラルコトアルヘシ○第九條 長官ハ非常急變ノ場合ニ臨ミ兵力ヲ要シ又ハ警備ノ爲メ兵備ヲ要スルトキハ鎮守府所及屯田兵ノ司令官ニ移轉シテ出陣ヲ請フコトヲ得○第十條 長官ハ所部ノ官吏ヲ統轄シ委任官ノ進退ハ内閣總理大臣ノ具狀ヲ判任官以下ハ之ヲ專行ス○第十一條 長官ハ法律勅令ノ定ムル所ニ從ヒ所部ノ官吏ヲ懲戒ス其委任官ニ係ルモノハ之ヲ内閣總理大臣ノ具狀ヲ判任官以下ハ之ヲ專行ス○第十二條 長官ハ内閣總理大臣ヲ經由シテ上奏職司ヲ經ルルコトヲ得○第十三條 長官ハ土地ノ事情ニ依リ監獄ヲ設置又ハ分合スルコトヲ得○第十四條 長官ハ其須要ニ從ヒ俸給豫算定額内ニ於テ職員ヲ使用スルコトヲ得○第十五條 長官ハ一周年末ニ其應算定額内ニ於テ委任官以下特別ノ勤勞アリト認ムル者ニ對シテ特別ノ優遇ヲ得○第十六條 長官ハ其須要ニ從ヒ委任官ニ係ルモノハ之ヲ充テ管内一切ノ警察ヲ掌シ又ハ警察署ノ下其部内ニ於テ警察分署ノ配置分合ヲ定ムルコトヲ得○第十七條 長官ハ廳中及其所轄官廳ノ職務細則ヲ定ムルコトヲ得○第十八條 理事官ハ十八委任トシ長官ノ命ヲ承ケ各其主務ヲ管理ス長官事故アルトキハ上席理事官其職務ヲ代理ス○第十九條 警部ハ判任トシ上席警部補トシ各其官等俸給ハ勅令第四十二號警備官制ニ依リ長官又ハ警察署長ノ指揮監督ヲ承ケ各主任ニ屬スル警察事務ヲ掌シ部ノ下ニ巡查ヲ指揮監督ス○第二十條 郡長ハ每部若クハ數郡ノ一人區長ハ每區一人ニ置キ委任官以下ハ之ヲ長官ノ命ヲ承ケ法律勅令ヲ部内ニ執行ス○第二十一條 警部補ハ郡區警察署長ト爲リ警部補ヲ指揮監督ス○第二十二條 郡區書記ハ判任三等以下トシ郡區長ノ命ヲ承ケ各職務ヲ分掌ス○第二十三條 典獄ハ委任三等四等又ハ判任一等二等トシ長官又ハ部長ノ命ヲ承ケ監獄ノ事務ヲ掌シ書記看守長以下ヲ指揮ス○第二十四條 書記ハ判任二等以下トシ典獄ノ命ヲ承ケ庶務ニ從事ス○第二十五條 看守長ハ判任二等以下トシ典獄ノ命ヲ承ケ監獄ノ戒護ヲ掌シ看守ヲ指揮ス○第二十六條 監獄醫ハ判任二等以下トシ典獄ノ命ヲ承ケ監獄ノ醫務ヲ掌シ○第二十七條 巡查及看守ニ關スル規程ハ別ニ定ムル所ニ依リ○第二十八條 北海道廳ノ事務ヲ分掌スル爲メ左ノ各部ヲ置キ理事官ヲ以テ部長及部長次長ト爲ス但部長アレハ部長次長ト爲カサルコトヲ得

○大坂鐵道
 攝津津五
 二月遷津五
 又十八八
 見込なり
 本千四百
 本年十二
 購置す
 賣捌高
 五十本
 見込あり
 方の見込
 一割方減
 一割字を
 萬四五千
 來自同商
 以後同商
 去きと
 初の見込
 を用ゐる
 り又現今
 四千千
 年十二日